契約にかかる不正行為等防止策の取組状況

契約制度の見直し

(1) 入札方式の見直し

防止策

- 業務委託契約の一部に希望型指名競争入札(※)を導入
 - ※ 業務の概要や対象ランク等の条件を示して入札参加業者を公募し、原則として 申込者の中から入札参加者を指名する方式

<対象>

- ・建物清掃、施設管理業務の委託契約 (電子調達サービスにおける営業種目「103」を対象とするもの)
- ・道路・公園清掃、庭園・緑地管理等の委託契約 (電子調達サービスにおける営業種目「110」を対象とするもの)

<公募条件>

- ・区内に本店・支店のある業者
- ・予定価格の規模等に応じてランクを設定
- ・申込上限・受注制限、グループ(同種案件)を必要に応じて設定 <その他>
- ・指名業者は「指名業者選定委員会」で決定 (→(3) 指名委員会の設置)

取組状況

- 令和5年度準備契約から希望型指名競争入札を実施
 - <公募件数(令和5年9月末現在)>

①建物清掃 19件(うち準備契約 17件)

②道路·公園清掃 22件(" 22件)

③庭園・緑地管理 46件(" 45件)

<スケジュール(準備契約)>

令和4年12月27日 公募案件の提出依頼(経理課→所管課)

令和5年1月12日 公募案件の提出締切(所管課→経理課)

1月17日 指名業者選定委員会【公募要件の決定】

1月24日 公募開始

1月31日 公募締切

2月9日 指名業者選定委員会【指名業者の決定】

2月中旬~下旬 指名通知書の送付

2月下旬~ 落札業者決定

4月1日契約締結

<入札状況> 詳細は資料4-2を参照

	件数	平均落札率 (今回)	平均落札率 (前回)
①建物清掃	19件	82.7%	92.9%
②道路・公園清掃	22件	78.3%	78.5%
③庭園・緑地管理	46件	77.2%	90.9%

【評価と課題】

- ・①~③のすべての区分において、落札率平均が前回より下がり、競争性は 向上したといえる。一方で、履行の質が懸念されたが、現状、履行状況不良 との情報や相談は所管課から受けていない。
- ・令和4年度までは指名業者数を最大12者程度として指名競争入札を行っていたが、公募を行ったことにより、20者以上が申し込んだ案件が5件あった。一方で申込が4者未満の案件も9件あったことから、公募要件の見直しの要否を検討していく。
- ・これまでの指名競争入札と比較して、公募要件の検討や公告の作成、申込者の資格の確認、指名業者選定委員会の開催など、事務量が増加したため、 事務の進め方について改善や効率化を図っていく。
- ・希望型指名競争入札の対象の拡大については、令和5年度以降「入札・契約制度改善検討委員会」において、体制確保も考慮しながら検討していく必要がある。

(2) 指名基準の策定

(=) 14 = 1 = 1 = 1 = 1

防止策

○ <u>指名業者数や選定にあたっての判断事項を明文化した基準を策定し公表</u> <内容>

【物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準】

- ・指名の判断事項 (経営及び信用の状況、区における指名実績及び受注の状況 など)
- ・指名の優先 (区内本支店、中小企業者、前回の契約受注者 など)
- ・指名の制限 (指名停止等の措置を受けている者、履行状況不良 など)
- ・指名業者数 (予定価格に応じて増減)
- <公表の方法>
- ・区ホームページに掲載
- ・区役所2階情報公開コーナー、経理課窓口に配架
- <運用基準の整備>
- ・基準の運用について必要な事項を定めた「物品買入れ等指名競争入札参加 者指名基準の運用基準」を別途整備し、公表

取組状況

- 令和5年1月「物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準」及び「物品買入 等指名競争入札参加者指名基準の運用基準」策定
- 明文化された指名基準・運用基準に基づいて指名業者数・指名業者名を決定。 また、指名業者数が指名基準に定める数により難い場合の理由について、運 用基準に定めるどの場合に該当するかを起案文書に明記
- かつては指名を希望する業者名を、議員から担当課長に伝えられるケースが あったが、指名基準等策定後は、そのようなケースは発生していない

(3) 指名委員会の設置

防止策

○ <u>業務委託契約の希望型指名競争入札案件について、入札参加業者を指名委</u> <u>員会において選定</u>

<審議対象> (→(1) 入札方式の見直し)

- 建物清掃、施設管理業務の委託契約
- 道路・公園清掃、庭園・緑地管理等の委託契約

<委員会の構成>

「指名業者選定委員会」に物品の契約にかかる入札参加者を選定する場合の 委員を追加

委員長:副区長(総務部担当)

委員:副区長(総務部担当以外)、政策経営部長、総務部長、

行政管理担当課長、総務課長、経理課長

取組状況

○令和5年度準備契約から公募要件及び指名業者を決定 令和5年1月 「江東区指名業者選定委員会設置要綱」を改正

令和5年1月17日 指名業者選定委員会(公募要件の決定)

令和5年2月9日 指名業者選定委員会(指名業者の決定)

- ○その後も審議対象の契約締結依頼に応じて、委員会を適宜開催
- ○審議対象の拡大については、令和5年度の選定状況等を踏まえて検討

(4) 予定価格の公表

防止策

○業務委託契約の希望型指名競争入札案件のうち、予定価格が大きいものについて、入札前に予定価格を公表

<対象> (→(1) 入札方式の見直し)

・業務委託契約の希望型指名競争入札案件(建物清掃、施設管理業務の委託 契約及び道路・公園清掃、庭園・緑地管理等の委託契約のうち、予定価格が 3,000万円以上のもの

<3,000 万円以上とした理由>

- ・建物清掃において施設単独の主な案件がおおむね 3,000 万円以上の規模であること
- ・工事請負契約でも予定価格 3,000 万円以上の案件を公表していること <その他>
- ・最低制限価格については入札前・入札後ともに非公表

取 組 状 況

- ○令和5年度準備契約のうち、建物清掃5件と庭園・緑地管理1件について、 入札前(公募時)に予定価格を公表
- ○予定価格を公表した建物清掃 5 件の落札率の平均は 85.1%で、建物清掃、施設管理業務全体の落札率の平均 82.7%よりやや高くなった

(5) 見積書の徴取方法の見直し

防止策	○ 複数者からの見積書に基づき支出負担行為伺額を積算し、予定価格を決定 する方法を検討※ 見積徴取の時期、見積を徴取する業者数については予算所管課との調整が 必要
取 組 状 況	○ 当初予算要求にあたっては、必ず複数者から見積を徴取するよう庁内へ周知 ○ 支出負担行為伺額積算時の見積書の徴取方法については、他自治体へのヒア リングなどを行い、見直しを検討予定

(6) データの保管方法の強化

防止策	○ 入札事務に従事する職員のみアクセス可能なフォルダを新設 <取組内容> 庁内ファイルサーバに契約係職員のみがアクセス可能なフォルダを新設し、 指名業者の選定作業に用いる選定表など、秘匿性の高いデータは当該フォ ルダに格納する。
取組状況	○令和4年10月から、庁内ファイルサーバの「経理課共有フォルダ」に契約 係職員のみがアクセス可能な「契約係フォルダ」を新設し、入札・契約にお ける秘密事項が含まれるデータを格納。

(7) 談合情報の連絡先の周知

· / P/ I	人口 (日本の) と に の の の の の の の の の の の の の の の の の の		
防止策	○ 区ホームページに連絡先を常時掲載		
	<ホームページ掲載内容>		
	• 通報先(総務部経理課契約係)		
	・談合情報への対応		
	「談合情報対応マニュアル」に沿った事情聴取・通報		
	・不正行為に対する対応		
	指名停止措置、契約解除及び損害賠償請求		
	<談合情報対応マニュアル>		
	・国のマニュアル等を踏まえ改定		
	・マニュアルに基づき区が行った調査については、すべて公正取引委員会		
	及び警視庁に通報することを明記		
	<その他>		
	・業者に送付する指名通知書にも通報先を記載		
取組	○令和4年11月29日 区ホームページに掲載開始		
状 況	○通報実績(令和5年9月末時点) 0件		

(8) 入札結果の検証

○ 入札及び契約の運用状況について確認や検証を行う第三者機関 防止策 (入札監視委員会)を設置 【入札監視委員会】 <設置の目的> 透明性や公正性の確保、不当な圧力や不正行為の排除 <委員> 学識経験または専門知識を有する者 3名 <審議対象> 区が発注する契約(工事請負契約、物品購入等その他の契約) <審議内容> ・入札及び契約手続きの運用状況等について報告を受けること ・委員会が指定した契約に関し、競争入札にかかる資格や指名の理由、 経緯について審議を行い、区に対し意見の具申を行うこと その他入札及び契約手続きにおける透明性や公正性を確保するために 必要な事項について審議を行い、区に対し意見の具申を行うこと <開催頻度> 年2回程度 取組 ○令和5年度から入札監視委員会を設置 「江東区入札監視委員会設置要綱」整備 状 況 令和5年8月 令和5年10月4日 令和5年度第1回 入札監視委員会 ・江東区の入札・契約制度について ・契約にかかる不正行為等防止策の取組状況 等 令和6年1月 令和5年度第2回 入札監視委員会(予定)

<参考> 契約制度の見直し 以外の防止策

職員の倫理向上

- (1) 職員倫理の保持
 - <u>倫理に関する基礎的な事項と公務員の非違行為に関する e ラーニング研修を</u> 実施
 - <u>非違行為に特化した内容で、職層に合わせた具体的な事例を用いた集合型公</u> 務員倫理研修を再構築
- (2) 契約制度の研修・周知
 - 公正取引委員会講師による研修や区の契約制度の周知を実施

議員・利害関係者との関わり方

- 一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程の策定
- 利害関係者との接触に関する指針の策定